

【参考】事故時の措置(「水質汚濁防止のしおり」から抜粋)

特定事業場、指定事業場又は貯油施設等を設置する事業者は、事故により公共用水域に有害物質、排水基準に適合しないおそれのある水、指定物質又は油を含む水を流出させたり、地下に浸透させた場合は、直ちに応急の措置を講じ、速やかに事故の状況や講じた措置の概要を届け出なければなりません。

- (1) 有害物質 : 対象 特定事業場又は指定事業場
- (2) 指定物質 : 対象 指定事業場
- (3) 油(重油、軽油、潤滑油、灯油、揮発油、動植物油など) : 対象 貯油事業場
- (4) 排水基準のうち生活環境に係る基準に適合しないおそれのある水 : 対象 特定事業場

指定物質(52物質)

1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	塩化ビニルモノマー
10	アクリルアミド
11	アクリル酸
12	次亜塩素酸ナトリウム
13	二硫化炭素
14	酢酸エチル
15	メチル-t-ブチルエーテル(別名 MTBE)
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン
17	硫酸
18	ホスゲン
19	1,2-ジクロロプロパン
20	クロルスルホン酸
21	塩化チオニル
22	クロロホルム
23	硫酸ジメチル
24	クロロピクリン
25	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス、DDVP)
26	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロボス、ESP)
27	1,4-ジオキサン
28	トルエン
29	エピクロロヒドリン
30	スチレン
31	キシレン
32	パラ-ジクロロベンゼン
33	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ、BPMC)
34	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
35	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル、TPNI)
36	チオりん酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン、MEP)
37	チオりん酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンボス、IBP)
38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
39	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジンル)(別名ダイアジノン)
40	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
41	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロロニトロフェン、CNP)
42	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリボス)
43	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
44	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
45	1,2,4,6,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
46	臭素
47	アルミニウム及びその化合物
48	ニッケル及びその化合物
49	モリブデン及びその化合物
50	アンチモン及びその化合物
51	塩素酸及びその塩
52	臭素酸及びその塩